



年金

「ねんきん特別便」
「あなたの年金記録の
確認をお願いします」

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピュータによる名寄せ作業を開始し、その結果、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、平成19年12月から平成20年3月までの間に、「ねんきん特別便」を順次お送りしています。

それ以外のすべての方にも、順次「ねんきん特別便」をお送りしますので、お待ちください。

- 年金受給者の方々へは、4月から5月までの間
- 現役加入者の方々へは、6月から10月までの間

「ねんきん特別便」による本人確認及び手続きを経て、はじめて記録が結びつきます。お手数をおかけしますが、お手元に届いた「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記

録に記載もれや誤りがないかを確認のうえ、必ず手続きをしてください。

会社を退職された方の国民年金の手続きについて

国民年金制度は、20歳から60歳までのすべての方が加入し、保険料を納め、みんなで支え合う制度です。

国民年金の加入者は次の3種類となっています。

- 第1号被保険者
自営業者、農林漁業者や会社を退職された方などとその配偶者
- 第2号被保険者
厚生年金、共済組合に加入している方（会社員、公務員など）
- 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）

大半の方は、会社に勤めているときは厚生年金保険に加入していますが、会社を退職した場合は、国民年金の第1号被保険者になります。

国民年金第1号被保険者になった場合、「国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届」に年金手帳を添えて、役場または社会保険事務所に提出してください。

（注）

第3号被保険者についても次のいずれかに該当する場合は、第1号被保険者となりますので、右記と同様の手続きが必要となります。

- 第2号被保険者が会社を退職したときや65歳になったとき。
- 収入が130万円以上となるなど、第2号被保険者の被扶養者に該当しなくなったとき。

退職（失業）による保険料免除をご存知ですか？

国民年金保険料には、保険料免除制度があります。申請して承認されることによって、全額または一部（4分の1、半額、4分の3）の保険料が免除されます。免除の承認は、被保険者・配偶者及び世帯主

の前年の所得を基準に決定されることとなりますが、失業などにより現在収入がない場合は、特例により認められる場合がありますので、年金手帳・印鑑及び失業していることが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）をご持参のうえ、役場で免除申請を行ってください。

なお、保険料が免除された期間は、将来年金額を計算する際に一定の割合で、算入されることとなります。

問い合わせ

松山西社会保険事務所
国民年金保険料課
☎ 925-5175
役場町民課住民係
☎ 985-4106

ねんきん特別便専用ダイヤル
0570-058-555
※ IP電話・PHSから
03-6700-1144
一般の年金相談
「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165

税

自動車税の グリーン化税制

環境対策の一環で、新車登録から13年経過のガソリン車・LPG車、11年経過のディーゼル車は、経過の翌年度から廃車まで、約10%割増の税額となっています。（制度開始は平成14年度）

平成20年度から新たにこの対象となるのは次の期間に新車登録された自動車です。

- ガソリン・LPG車
平成6年4月1日～
平成7年3月31日
- ディーゼル車
平成8年4月1日～
平成9年3月31日

詳細は愛媛県庁ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp>

問い合わせ

愛媛県松山地方局課税課
自動車税係
☎ 941-1111
(内線351、352)